

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月15日
【会社名】	株式会社商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7026番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武田 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7026番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武田 俊明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 434,700,000円
	(注)1. 本募集は、平成29年6月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成29年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものいたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月31日付で提出した有価証券届出書及び平成29年8月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成29年8月15日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、臨時報告書の訂正報告書を平成29年8月15日に提出いたしましたので、参照書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.10を乗じた価額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、378円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	437,000,000円 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	434,700,000円
---------------------------------	--------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は378円とする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
-------------------------------------	---

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
437,000,000	1,000,000	436,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額を記載しています。

2. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
434,700,000	1,000,000	433,700,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照のこと。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成28年度）自平成28年4月1日 至平成29年3月31日

平成29年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（平成29年度第1四半期）自平成29年4月1日 至平成29年6月30日

平成29年8月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月31日に関東財務局長に提出

（訂正後）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照のこと。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成28年度）自平成28年4月1日 至平成29年3月31日

平成29年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（平成29年度第1四半期）自平成29年4月1日 至平成29年6月30日

平成29年8月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月31日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4臨時報告書の訂正報告書）を平成29年8月15日に関東財務局長に提出